

一九九三年（平五）商法改正の動態的研究

池島 宏幸

目次

- はじめに——現代商法Ⅱ企業法改正の一動向を求めて——
 - 一 一九九三年（平五）改正の三つの柱
 - 二 株主権強化の改善策の改正
 - 三 株式会社の監督機能の強化を目的とする改正——監査役制度関連項目
 - 四 社債法制の全面的見直し改正
 - 五 今九四年（平六）以降の改正の課題
- まとめにかえて——世紀末に成立の商法は？

はじめに——現代商法Ⅱ企業法改正の一動向を求めて——

前回の一九九〇年（平二）改正では、大小会社区分立法を中心とする次の①、②の二大目標の下に、法規制と緩和の両面での「合理化」の展望を目指した改正がなされた。

すなわち、戦前一九三八年（昭一三）大改正以来、戦後の連続改正の折りにも積年の懸案であった①「株式会社の最低資本金の法定」で、一六八条ノ四の新設により、日本株式会社の経済政策的ボトム・アップ↓スケール・アップ化へと、そしてさらに、②発起人一人設立（新一六五条——大会社の子会社・関係会社の設立の容易化と同時に、小企業の「法人成り」をも簡易化へ）を基本とする、前回九〇年改正法により、二一世紀の株式会社立法を準備する「企業管理政策立法」の展開を準備した。

それらは、基本的には、今後の新展開の基礎となる「枠組みを創設」している九〇年（平二）改正は、大小会社区分立法の二一世紀「国策的会社——大規模グループ会社化——日本的系列ネットワーク化」を目指すスタート改正と位置付けられると、前稿で述べておいた。⁽¹⁾

右の前述九〇年改正の論稿では、同改正法の一つの動向を、動態的にかつ集約的に、同研究を試みている。ここで、以下の注記に同一九九〇年（平二）改正法について、いわゆる法技術的側面で若干の補足的補充をして置く。⁽²⁾

本稿でも、筆者としては、連続的に商法・企業法・経済法の改正を追い求めてきた関係から、改正立法の一つの「動向」を動態的にかつ集約的に、たとえば、直接の立法担当者・法制審議会・法務省の目標的企図と法・法意識とは、別個独立的と思われる客観的な、現代企業法が、「歴史的役割を果たす機能」と、その方向性を求めて模索し⁽³⁾てきている（たとえば、アメリカ議会での改正立法例のように、広義の「ロビイング」(Lobbying) 研究にも示唆を受けて）。本稿も、前改正法検討につづいて、今回の一九九三年（平五）改正法に対する同一の趣旨の意図をもって⁽⁴⁾の検討を、試みようとするものである。

(1) 池島宏幸「一九九〇年（平二）『商法等改正法』の動態的研究」早稲田社会科学研究所四三号（早稲田大学社会科学部創設二五周年

年記念論集）九七頁以下。

(2) 一九九〇年（平二）改正法の主要な改正点は、以下のようである。

(1) 最低資本金制の導入とも関連して、会社設立手続の「合理化」。

株式会社設立の発起人数を七人以上としていた規制の廃止による「一人設立」の導入と関連して、

① 発起設立での検査役の調査廃止。とともに、

② 変態設立事項の検査役の調査での特例規定など、同手続規制の緩和。

③ 発起設立にも払込取扱機関による出資金払込の強制。

④ 事後設立にも検査役の調査の導入など。

その規制緩和による弊害予防と、規制との不均衡への配慮（歯止め）規定設置。

(2) 株式・債券関連事項の「合理化」。

① 優先株式発行の容易化。たとえば、配当優先株式・転換株式の発行手続の弾力化、配当優先株式に優先配当の欠配では、議決権復活の規定設置など。きわめて詳細な配慮規定の新設。しかし一時的政策的利害調整的でその本質は？

② 利益および準備金の資本組入に関する規定と株式分割に関する規定に整備・統合。由来の株式配当と無償交付の本質は、利益もしくは準備金の資本組入にもとづく「株式分割」とする学説による改正立法となった。

なお、券面額（額面額）の読替えなど、株式分割など関連手続規定の整備。

③ 債券記載事項の合理化。

④ 定款による端株券の不発行。

⑤ 閉鎖会社の株主の新株引受権の法定。

(3) 利益準備金の積立基準の強化。

(4) 社債発行限度の緩和。

など。

(3) 池島宏幸『大企業支配体制の法構造——商法改正問題の史的検討とその拡がりの側面から——』日本評論社（一九八四年）（以下、『大企業支配体制の法構造』として引用）三頁、五頁以下。同『現代企業法と国際化』成文堂（一九九〇年）一五頁以下など。

(4) 例えば一例として、筆者・池島宏幸の提案である『第五の黒船』本稿七九頁注(3)参照——筆者は、従来から、鎖国時代の白船・鎖国社会から「富国・強兵」という「国際化」↓「①ペリーの黒船・開国、②第一次大戦、③三〇年代・ウォール街からの影響、④四五年敗戦、」に続く、「国際化」の一つのトレンドとして想定している。

そのような「外圧」(後述七八頁)については、最近の会社法関係のものだけで、商事法務トピック「日米構造問題協議と会社法の見直し——日米構造問題協議フォローアップ会合——」、商事法務二二九六号(一九九二年)四四頁以下、吉成修「会社法改正作業の現況について」、商事法務二二九九号(一九九二年)一二頁以下等の一連の資料によっても、時代の動態的影響をひしひしと感ずるのは筆者のみではないはずである。

一 一九九三年(平五)改正の三つの柱

まず、本一九九三年(平五)改正法は、とくに、つぎの三つの柱からなっている(同法施行は九三年一〇月一日から)。なお本改正法の国会附帯決議は、①衆議院(六項目↓「商事法務一三三二〇号九三頁」、②参議院(四項目↓「同一三三三三三九頁」)で、それぞれ法務委員会で附けられた。その清水滄法務省民事局長のコメントは、「同一三三四号五頁以下」参照。

(1)株主(とくに少数株主)による会社の業務執行に対する監督是正機能の強化。

①株主の代表訴訟の遂行容易化(二六七条、同条第四項)。

株主の代表訴訟の訴訟の目的の価額を九五万円とみなした。すなわち、とくに申立て手数料を財産上の請求でない場合の訴額九五万円、貼用（ちようよう）印紙八、二〇〇円の定額でよいとする立法による。

② 勝訴株主の支出費用の請求の容認（二六八条ノ二第一項）。

代表訴訟で、株主勝訴の場合、その勝訴するために、支出した費用（例えば、調査費・旅費・測量費等）も相当額の支払いを会社に請求できることとした。

③ 株主の帳簿閲覧権の強化（二九三条ノ六）。

その持株要件を、発行済株式総数の一〇分の一以上から、一〇〇分の三以上に引き下げて、その行使要件を緩和した。

(2) 株式会社の監督機能の強化——監査役制度の強化。

① 監査役の任期の伸長（二七三条）。

② 大会社（商特法三条以下）の監査役の増員（同一八条第一項前段）、社外監査役（同第一項後段）と監査役会制度（同一八条の二第一項）の新設。

(3) 社債制度の全面的見直し（二九七条以下の社債規定の大部分と担保附社債信託法の改正）。

従来からの懸案であって、その一つの画期となる改正が行われた。すなわち、

① 社債発行限度規制の廃止。

②社債管理会社の設置の原則的義務付け。

③社債管理会社の権限・義務の法定。

④社債権者集会に関する規定の整備。

⑤担保附社債信託法に関する所要の改正、等からなる。

つまり、社債制度整備（二九七条以下）等——とくに、社債管理会社（二九七条）の新設導入による点、社債の発行・同管理の体制に、従来とは異なるある意味で公共的政策の導入を、商法的レベルで私的手法で導入されたいえる。

これらの諸点には、日米構造協議という一連の「外圧」による改正点の顕在化がみられる。「黒船効果による近代化」と評しうる。

詳しくは、清水 湛「改正商法の成立と今後の課題」と吉戒修一「平成五年商法改正法の解説（一）」「商事法務一三二五号（九三年六月二五日号）以降」同（12・完）一三六六号（九三年一月五日号）等、その他、商事法務等に多数の論文（例えば、立法論的視点の積年の辛口の学識論稿として、田中誠二「平成五年商法改正法管見」同一三三六号（一九九三年）二頁以下。）・文献・資料がある。

二 株主権強化の改善策の改正

そこで本稿では、現代商法Ⅱ企業法といわれる現代において、前掲三つの柱を順次、動態的な側面につき、検討する。

まず、株主権の強化策としては、会社経営の株主による監督是正機能につき、一九五〇年（昭二五）商法大改正で、アメリカ的株式会社の「民主主義」とされる多数決原理と少数意見尊重原理との対比・対応の必要性から、少数株主権が大幅に強化・導入されたが、その後の四〇年余の連続改正でも、その視点は、後退こそすれ、一部五〇年大改正のアメリカ的民主主義の先進的な？「サゼッション」を含有する条文（例えば、累積投票——定款による原則的定款排除容認改正——現二五六条ノ三の歯止めによる死文化——定款による相対的排除の可能性は、あたかも安楽死によつて）は、株式会社の「民主主義」の凍結を結果してきた。⁽²⁾

戦後四〇年間に「民主主義」につき、アメリカ的な少数意見による会社経営是正の方策には、日本的にも、なんらの改善強化策が考慮されてこなかった。いなむしろ、日本の経済発展の優先に、先ずもつて専念してきたことに、戦後改正の軌跡があったといえる。日米構造協議（SII）⁽³⁾ という方式による日米の合意形成・交渉にいたる近時のアメリカ側の苛立ちが推測される。

とくに八〇年代以降その「民主主義」を焦点として、折しも、SIIが、一九八九年（平元）から一九九〇年（平二）にかけておこなわれ、一九九〇年から一九九三年（平五）までの間にその内容を実施することとなった。

アメリカ側の「株主の権利の拡大の具体的方策」六項目の提案は、⁽⁴⁾「①代表訴訟の容易化、クラスアクション制度の導入」、「②株主の会計帳簿閲覧制度の改善——閲覧拒否事由に一層の明確化等」、「③株主による帳簿閲覧の不当拒否に対する罰則の強化」、「④累積投票制度の強化的保障」、「⑤社外重役制度、監査委員会制度の導入」、「⑥議決

権の代理行使の際における投票権を確保するための措置」であつたのであり、⁽⁵⁾

改正審議の検討可能な対象とされた項目中で、①の前半、②、⑤が、下記の改正二項目と、その他、監査役の任期の伸長、大会社への監査役会の法定等に反映させた改正となつたようである。

1. 株主代表訴訟制度の改善の改正

株主代表訴訟について、①二六七条に、第四項を追加して、この訴えは、「訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト見做ス」と規定し、②原告株主が勝訴の場合は、会社に対して弁護士報酬の範囲内で相当な額の支払を請求でき、さらに「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ・・・ハ其ノ費用ノ額ノ範囲内・・・ニ於テ相当ナル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得」と規定した。「代表訴訟」の「訴訟の目的物の価額」（訴額）の算定については、請求額を訴額とする説に対して、代表訴訟による受益は算定困難として、民訴費用法四条二項を類推し、訴額を九五万円とみなす説があつた。九三年改正は、後説を前述のように第四項として明文化した。従つて、代表訴訟提起の手数料は、一律八、二〇〇円とされた（民訴費用法四条二項、三条一項）。

右の改正によつて、株主の代表訴訟の提起についての多額の費用負担が大幅に軽減されて、株主権の強化が図られることとなつた。

その運用で、濫訴の危険が、⁽⁶⁾実務界では、喧騒され、株式会社等の取締役等の重役保険⁽⁷⁾（損害賠償責任保険——D&O保険）の加入の勧誘を、アメリカ並みにという動向が生起している。取締役の選任とその任用契約と、どのよう

に関連されることになるか（保険料の掛金問題等）。

2. 株主の会計帳簿閲覧権（二九三条ノ六第一項）

株主の帳簿閲覧権（二九三条ノ六第一項）の持株要件を発行済株式総数の一〇〇分の三以上に引き下げ（緩和し）た。

しかし、他の少数株主権のように、株式の保有期間の制限（たとえば六月前より引き続きとか）とその他の要件を付加しなかった。企業の情報公開（ディスクロージャー）強化の方向は、今後の進展となろう。

株主権の強化については、沿革的には、ピケンズ・ケースとかS I I⁽⁸⁾（前述七七頁）ともに、日米関係を微妙に反映している。

(1) 五〇年大改正で、株主権強化として、Majority RuleとMinority Protection Ruleの対比の必要性から、株主の公益権についての単独株主権に対する①少数株主権、②累積投票権、③差止め請求権、④代表訴訟等の新制度が導入された。池島宏幸『商法学の現代的課題——社会科学としての商法学——』敬文堂（一九七三年一月）三四頁。同・前掲書『大企業支配体制の法構造』六七頁等。

(2) 池島・前掲書『大企業支配体制の法構造』九六頁等。

(3) 池島宏幸「日米経済摩擦は、第五の黒船襲来？」法と民主主義二五七号十二五八号（一九九一年）、同「法・権利主体論の展開について——消費者権から生活者権の確立へ」『国際化時代の独占禁止法の課題』（正田還暦記念論文集、日本評論社、一九九三年）所掲三七六頁。

(4) 元木伸『平成五年改正会社法の解説』中央経済社（平五年七月）七頁。

(5) 元木・前掲書同頁。

(6) 岩原伸作他「株主代表訴訟制度の改善と今後の問題点」商事法務一三三二九号（一九九三年）四頁以下、竹内昭夫「株主代表訴訟の活用と濫用防止」商事法務同号三四頁以下。

(7) 筆者池島は、「倒産保険」「事故保険」による経営者責任のカバー問題は、経営者責任の転嫁であり、少くとも軽減化の一つの趨勢は如何がかと、取締役責任論の私法学会シンポジウムに参加・発言（一九七九年）、私法学会機関誌『私法』四二号一一七頁以下。池島・前掲書『大企業支配体制の法構造』一九一頁所掲。なお、「会社役員賠償責任保険普通保険約款」（平成五年一月二四日大蔵大臣認可）、この日本語約款は損保会社四社（三井海上、AIU保険、東京海上火災保険、日本火災海上保険）によるもの。商事法務一三四三号（一九九四年）九四頁。

(8) ビケنزズ事件等一連の対外国人との、日本会社法レベルでの争訟事件を参照。

（ニュース）「東京地裁、アーン社の会計帳簿等閲覧等申請を却下」商事法務一一八七号等
神谷光弘「ビケنزズ——小糸事件における法的諸問題の検討（上）」商事法務一二五八号等。

ビケنزズ・ケース——九〇（平二）・七・二八（土）九時三〇分NHK・TVスペシャル（再）「日本株式会社への挑戦状・ビケنزズ・小糸の攻防五〇〇日」——商法改正が筆頭大株主の要求の歯止めとなった具体的事例——累積投票の定款による排除（二五六条ノ三第一項）。

小松製作所——異例の通訳同行——株二割強を買い集めたビケنزズ氏の動きも注目された。日経新聞八九・六・二五。

三 株式会社の監督機能の強化を目的とする改正——監査役制度関連項目

企業社会での「民営化」の典型形態の株式会社の「民主主義的コントロール」については、二二世紀での大きな一つの課題である。

その一つとしての当面の監査・監督機能強化（業務・会計から「第三の監査」地球環境の監査¹）への一つの受

け皿の構築へのチャレンジが試みられていると思われる。

(1) 大中小の各全株式会社に適用項目。

①「監査役の任期」を「三年」に伸長した（大中小の全株式会社に適用）。

旧二七三条一項の監査役の任期が、二年であったものを、「三年」に伸長した（同条）。

沿革的には、現行商法典として制定された当初の一八九九年（明三二）商法では、取締役の任期三年に対し、監査役の任期は、一年とされたが、一九一一年（明四四）改正で二年に伸長されたが、またさらに戦後一九五〇年（昭二五）大改正で、取締役の任期が二年に短縮したので、監査役の任期は、会計監査役として、一年に短縮、一九七四年（昭四九）改正でやっと、監査役に業務監査権が復活して、取締役と「横ならび」で二年となった（二五六条参照）。

その後、会社の監査機関としての地位の保障の要請から、任期は取締役より相対的に長くすることが試みられたのが今回の改正である。いわゆる「閑散役」にあらざる強力な監査役の地位の向上が期待されたといえよう。

従来と同様、再任は可能だが、取締役の任期の短縮の可能に対して、監査役の任期の伸長および短縮ともにゆるされない。

(2) 大会社に限定関連の改正項目。

①大会社（商法特例法——以下、商特法第二章の対象とする）「資本金額五億円以上または最終の貸借対照表の負

債の部に計上した金額の合計額が二〇〇億円以上の株式会社——商特法の大会社）に限定して、改正された。

② 監査役の増員の改正

監査役の員数は、従来の二人以上から三人以上に増員された（商特法一八条一項）。

大会社の監査役の数を、三人以上へ増員したことにより、連動的に「社外監査役」の強制的導入、「監査役会」の法制化が、結果的に実現した。

この二つの改正立法による制度化は、日米構造協議（S I I）⁽²⁾でのアメリカの提案によることは、前述のごとくである。

③ 社外監査役の新設

監査役は、旧商特法では二人以上とされていたのを、新商特法一八条一項は、「三人以上で、そのうちの一人以上は、その就任の前五年間会社または、その子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかつた者」と改正して、社外監査役を新設した。

S I Iでのアメリカの提案は、社外重役制度（とくに社外取締役）の導入であった。しかし、日本の対応として、実務の現状としては当面は、大会社に、社外監査役の新設となり、後述の監査役会設置が連動する。

④ 監査役会の新設・法認

大会社には、監査役全員で、合議体として運営される監査役会を組織することとなった（商特法一八条の二第一項）。

⑤ 監査制度

一九九三年（平五）改正法によって、株式会社の監査制度は、監査役の任期を二年から三年に伸長するとともに、とくに大会社については、三人以上の監査役の必要かつ常置の機関として強制し、そのうちの一人以上は、社外監査役とするとともに、その全員で組織する監査役会制度の設置（商特法一八条の二第一項）を導入した。そのため、従来の監査役の多くの権限が監査役会へ移管された。

そのために、株式会社の監査役の職務・権限のあり方について、会社の規模（大中小の各会社）による相違により、かなり複雑となった。

監査役会は、「この法律に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。」（商特法一八条の二第二項）。

監査役会の新設による権限は、「監査役の報告を受ける権限」（商特法一四条第一項）と上記商特法一八条の二第二項の「監査方針等の決定権限」に限られる。

（一）「株式会社監査制度の現状と課題」シンポジウム（池島宏幸参加発言）『私法』五五号（一九九三年）。

監査役の「監査」を業務、会計さらには、第三の監査として「地球環境」監査を目指すべしとシンポジウムで提言した。

（二）SIIは、日米構造（問題）協議（Structural Impediment Initiative——直訳は米国側の対日本心情を示す）構造障壁協議とすべしと言われる、日本側には参入「障壁」（Impediment）は存在せず、日本語翻訳文では「問題」（Problem）と譲歩させた——日本外務省。池島宏幸「日米経済摩擦は、第五の黒船襲来？」法と民主主義二五七号—二五八号（一九九一年）。

四 社債法制の全面的見直し改正

従来からの懸案であつて、前回の九〇年（平二）改正でも取り上げられた改正項目「社債発行限度の緩和など」は、前述したが、今回の改正では、それらの「社債発行限度枠」問題を一掃して、社債法の一連の発行規制緩和改正による「自由化」^{〔1〕}について、その一つの画期となる改正が行われた。

すなわち、

①社債発行限度枠規制の撤廃（旧二九七条削除・全面改正）と同時に、

基本的に、社債法制を、従来の「連続改正」であつた「建て増し・改築」方式の「一部改正」ではなくて、

②原則的に「社債管理会社の設置」を強制的に義務付けた（新二九七条^{〔2〕}）。ただし各社債の最低金額が一億円以上の場合（大口投資家のみ）、または各社債の最低金額で社債の総額を割つた場合の数が五〇に達しない場合（証取法の「私募」、同法二条三項）は、管理会社の設置は任意である（新二九七条但書）。

このようなりストラ（事業の再構築）的に「改築・地均し・新築」方式を改めて、「全面的抜本改正」がなされた訳である。

③社債管理会社の権限・義務の法定（二九七条ノ二以下）。

④社債権者集会に関する規定の整備（三〇九条ノ二以下新設条文参照）。

⑤担保附社債信託法に関する所要の改正（同法の規定が商法へ移行され、基本法化された——たとえば、担信法四四条以下削除、内容的に移行）、等からなる。

つまり、社債法制度整備（二九七条以下）等——とくに、社債管理会社の新設導入による点、社債の発行・同管理の体制に、ある意味で特別法的公共的（公的）政策の導入を、商法的レベルで私的手法で導入されたといえる。

(1) 池島・前掲書『大企業支配体制の法構造』三頁、五頁以下。とくに一四一頁以下、「第III部 会社法全面改正の提案とその変容 第三章 会社法全面改正と社債法の新たな動向」に詳述してある。

同・前掲書『現代企業法と国際化』二四七頁以下「企業資金調達法の現代化の側面——とくに社債法」。九〇年（平二）改正については、同・前掲、「一九九〇年（平二）『商法等改正法』の動態的研究」早稲田社会科学研究所四三号一〇四頁以下。

(2) 元木伸・前掲書一四九頁以下。

(3) 従前の管理会社には、複数設置の慣例の見直しが結果している。例えば、さくら銀行が、単独で、受託銀行として一本の「社債管理会社」となる。日経新聞九三・一二・一六。

これは、金融資本の集中集約化として、「リストラ体制」の一環でもある。

五 今九四年（平六）以降の改正の課題

もつとも本年一九九四年（平六）商法改正の最重要課題として、自己株（二一〇条）緩和ないし無制限化（自社株買い）が、検討課題として経済界からの強い要請で、法務省はその方向を学会とともに模索中である。

しかし、一昨九二年秋の私法学会の折には、筆者も出席・発言したワークショップ部会でも、消極論が多数であった。私も二一〇条の緩和は、「バンドラの箱」のふたを開く所業にも当たるとも評してきた。⁽¹⁾

つまり株価低迷・景気不況の折、株式会社四〇〇〇年の成果である二一〇条を、簡単に無制約とすべきではない。株式投機の「危険な」法による認知にも当たろう。

いわゆる閉鎖会社および従業員持株会等の問題には、⁽²⁾ 実質的に自己株保有会としての機能問題が、二一〇条への連動性（系列支配？）をもつ点は、とくに要注意である。

最近の不況下で、投資単位の縮小・引き下げへ（一、〇〇〇株単位から一〇〇株単位へ）、「一万円」⁽³⁾の株式投資の流行（東証）とその行政指導の方向（大蔵省）は、気になる所である。

一九九二年（平四）七月設置の「証券取引監視委員会」⁽⁴⁾に、未だ米SEC並みの期待はできない。

(1) 池島・前掲書『大企業支配体制の法構造』二五三頁。

(2) 同・前掲書『大企業支配体制の法構造』二四〇頁以下。

(3) たとえば、「山一、一万。山一で一万円から株式投資。」の新聞・雑誌広告で、株式累積投資の株主倶楽部——毎月毎月一万円以上の一定額で、上場銘柄を買い付け・・・必ず約款の内容をご確認をと勧めている。

(4) 「証券取引等監視委員会」は、国家行政組織法三条による各省庁から独立した機関でなく、同八条による八条委員会、大蔵大臣の指示・監督下の外局、AMERICA SECとは、その独立性が弱い。笹正雄「証券監視委員会の三六五日」「財界展望」三七卷九号四六頁以下。

(5) 「自己株取得緩和問題」は、その後、用語表現が、「自己株買い」とか、「自己株購入の解禁」と変更・変貌しつつ、またも経済・財政政策の流動性に対応して、財界・実務界主導の商法改正提案となりつつ、強引にゴールが目指されている状況がある。

① 法制審（法相の諮問機関）は、企業による自己株購入の解禁に向けて、具体策の骨格を固めた。「自己株買い」は、発行数の三%上限に、消却など六ヵ月内とする方向。市場からの買入れ方式、情報開示（ディスクロージャー）の義務づけ等、法務省・大蔵省は、法令などの「ルール」整備策を二月までにまとめる。

従業員持ち株会への譲渡を目的とした自己株取得は、持ち株会の定期的な株式取得が、株価変動要因の問題を解消する狙いもあるとされ、さらにバブル期の公募増資での株式の供給過剰を「株式消却」(Retirement or Cancellation of shares)による改善の財務戦略の一環とする。トレジャーリーストック（貯金株・金庫株）、役員向けのストック・オプションや従業員持ち株会へ連動させて、「隠れたる株主」の増加（安定株主工作の一環）ともなる。日経新聞九四・一・四。

② 九四年の金融・証券の重要な課題として、位置付けられている。日経新聞九四・一・五。

③ 自己株買いルール整備について、「株価操作の例外」の明文化で、大蔵省は、実業界・法務省の板挟みとなっている。日経新聞九四・一・一一。

④「白社株買いの解禁」の予定としては、本九四年二月通常国会へ、商法改正案の上程、明九五年（平七）春国会で成立へ。
前掲・日経新聞九四・一・四～五。

まとめにかえて——世紀末に成立の商法は？

世紀末前後の九三年改正法では、成立した改正法の適用・運用（現実への）は、次の二一世紀を目指している点で、今回九三年の改正は、二一世紀への適用を予定する本質をもっている。

世紀末体制の一環としての今商法改正は、適用対象の実体である現代企業に対応して、流動的であり、戦略的である。反面、信頼される法構造が求められている。いわば法の信頼性、保守的不動性をもつと言えよう。

「近代商法から現代商法へ」の変動⁽¹⁾の下での現代商法は、当初、前世紀末の一八九九年（明三二）に、ドイツ法による原始商法として「三二年体制」の一環として、基本法構造が成立し、一九三八年（昭一三）大改正によるアメリカ法の戦前のドイツ法経由の大巾な継受とその世界への波及とともに、昭和戦後、一九五〇年（昭二五）大改正によって、アメリカ法に大幅な影響を受けて、再構築されてきた。

その後、ほぼ五〇年、八〇年代からの世界的リストラ・ブームによる再構築の時期にさしかかっているといえよう。

二一世紀をめざす現代商法体制の「リストラ」と連動する法ネットワーク・システムとなっている。その実体は、何か？ 明治商法体制の一環である三二年体制の全機構と連動する「リストラ」体制を歴史的に位置づけて、たと

えば、バブル期⁽²⁾からリストラ期(規制緩和期——実質は従前とは異なる別途の規制への変換期?)へと、世界的背景⁽³⁾のもと、商法、企業法、株式会社法、独占禁止法、経済法、国際経済法への拡がり、動態的法状況に批判的視点をふまえて、①伝統的条文「解釈企業法学」を出発点としつつ、現実の紛争前に備える②「子防企業法学」から、二一世紀地球規模の③「戦略企業法学」の展望を、その今後の動向を見極め、検討してゆきたい。

(1) 池島・前掲書『商法学の現代的課題』とくに四一頁以下。体制・段階・状況の「展開の理論」等。

(2) たとえば、株式会社法の歴史は、世界的に、四〇〇年といわれる。一六世紀以降の、イギリス東インド会社のバブル事件にも比すべきであろう。

(3) たとえば、NATO体制と「イギリス病」及び保安体制と「日本病」の対比からも、ECからEUへ、NAFTAとASEANからAPEC、中国・台湾・韓国等の新動向等々と。

いわゆる第三の企業監査は、「人間にやさしい」↓「地球にやさしい」と言い換えても、単純化されえないこと・問題解消化されえないことは、今後の最大焦点となろう。企業法問題、法的価値基準による企業の制御方式にとっても、最大関心となり、それこそ二一世紀の人類の英和にかかわる。

欧米では、地球環境への貢献等、企業経営の制御方式・手段の問題に、「コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance)」のリストラと称して一つの方向が浮上しつつある?

例えば、John E. Parkinson: *Corporate Power and Responsibility. Issues in the Theory of Company Law*, Clarendon Press, Oxford (1993), 等。

追記

本稿脱稿後、

「商法及び有限会社法の一部を改正する法律案要綱案(平成六年二月二日法制審商法部会)」、および

「会社役員賠償責任保険(和文約款)の認可」が、商事法務一三四五号(九四年二月五日)七頁以下に公表された。